

令和2年12月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 2 件

条 例 案 6 件

単 行 案 10 件 (うち人事案1件)

報 告 1 件

以 上 19 件

1 2月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第115号 豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例及び東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(人事課、区画整理課)

条例で求めている押印を廃止するため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
条例で規定する宣誓書の様式から押印欄を削除する。
- 2 東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正
条例で規定する審議会の会議の議事録への押印を廃止する。

(令和3年1月1日から施行)

議案第116号 豊橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(人事課)

職員が庁外において正規の勤務時間以外の時間に、緊急の相談等業務に従事した場合に、日額500円の緊急相談等業務手当を支給するもの

(公布の日から施行)

図書館協議会の委員の任命基準を追加するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 任命基準

改正後	改正前
協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1)学校教育の関係者 (2)社会教育の関係者 (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4)学識経験を有する者 <u>(5)その他図書館の行うまちづくりに資する者で、教育委員会が必要と認めるもの</u>	協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

(公布の日から施行)

(国保年金課)

地方税法施行令の一部改正（令和 2 年政令第 2 6 4 号。令和 2 年 9 月 4 日公布）に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得基準について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 軽減該当所得基準の緩和

(1) 7 割軽減

改正後	前年所得が、 43 万円 + (被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1) × 10 万円以下
改正前	前年所得が、 33 万円以下

(2) 5 割軽減

改正後	前年所得が、 43 万円 + 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 × 28 万 5 千円 + (被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1) × 10 万円以下
改正前	前年所得が、 33 万円 + 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 × 28 万 5 千円以下

(3) 2 割軽減

改正後	前年所得が、 43 万円 + 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 × 52 万円 + (被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1) × 10 万円以下
改正前	前年所得が、 33 万円 + 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 × 52 万円以下

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者をいう。

(令和 3 年度分の国民健康保険税から適用)

(建築指導課)

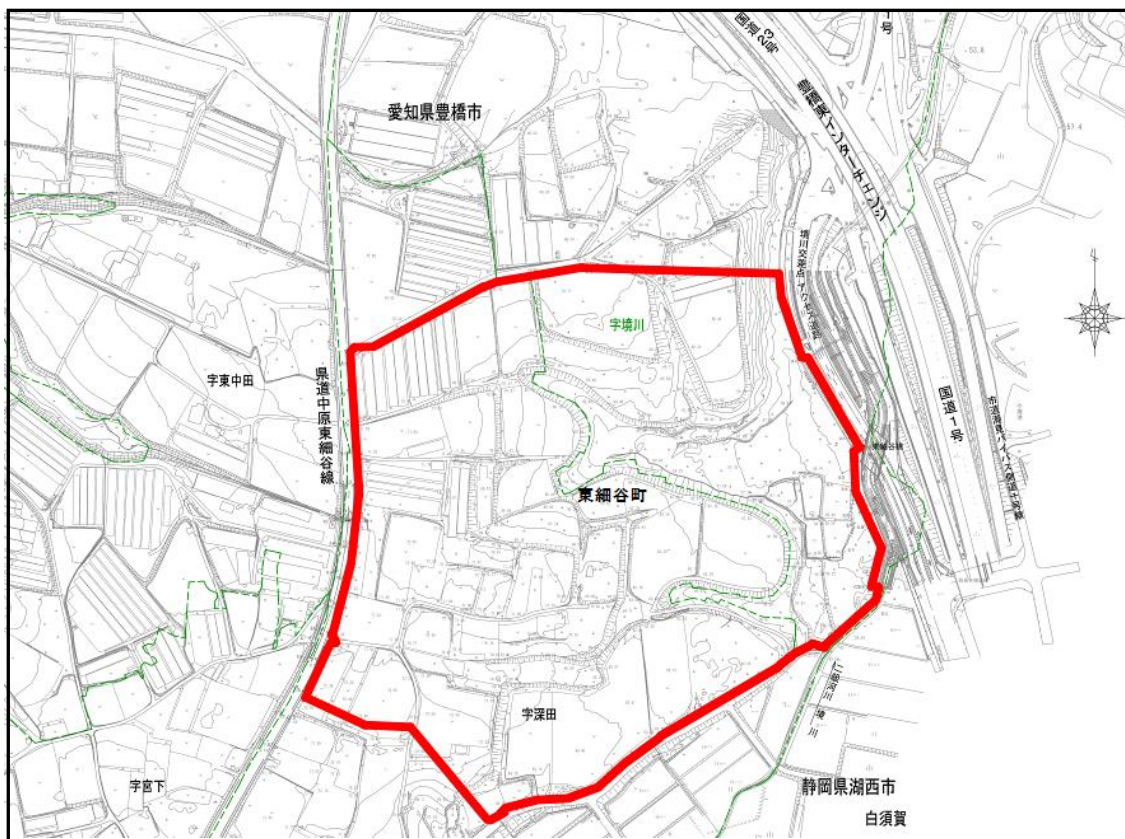
建築物の用途の制限等をする事により、豊橋東インターチェンジ工業団地地区整備計画区域内において周辺環境に配慮しながら本市の産業活性化を担う新たな産業拠点となる工業団地の形成を進めるため、現行条例の一部を改正するもの

	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度
豊橋東インターチェンジ工業団地地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場及び当該工場に関連する研究開発施設（産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの等を除く。） (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務の用に供する建築物（産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの等を除く。） (3) (1)及び(2)の建築物に附属するもの	3,000㎡

※ このほかに、壁面の位置の制限（境界線までの距離、適用除外の建築物等）についても規定する。

(公布の日から施行)

(位置図：豊橋東インターチェンジ工業団地地区整備計画区域)



(住宅課)

市営住宅の附帯設備に係る費用等の徴収方法等を新たに規定するため、現行条例の一部を改正するもの

- 入居者の良好な居住環境の確保を図るために特に必要があると認めるときは、附帯設備に係る費用等を市が徴収できる。

(公布の日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第121号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 本郷中学校中校舎大規模改造工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造4階建

延べ床面積 2,925㎡(改修部分)

区 分	室 名
1階	用務員室、体育倉庫、倉庫(2)、便所
2階	会議室、校長室、職員室、資料室、放送室、放送準備室、印刷室、更衣室、便所(2)
3階	図書室、美術室、美術準備室、多目的コーナー、資料室、便所
4階	調理室、調理準備室、コンピュータ室、教育相談室、資料室、プール機械室、倉庫、便所
屋上階	管理室、更衣室(2)、倉庫、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和2年10月26日

4 契約価格 264,000,000円

(予定価格 264,099,000円)

落札率 99.96%

5 請負人 (株)オノコム

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札4社)

議案第122号 損害賠償の和解及び額の決定について

(河川課)

平成30年10月1日豊橋市大村町地内において発生した浸水被害について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

1,358,871円

2 被害の概況

平成30年10月1日未明、豊橋市大村町地内において、台風24号の接近に伴い豊川が増水した際、小見堂樋管を閉鎖しなかったことにより浸水が同町内に発生し、相手方が所有する設備等に損害を与えたもの

議案第123号 損害賠償の和解及び額の決定について

(河川課)

平成30年10月1日豊橋市大村町地内において発生した浸水被害について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

5,025,456円

2 被害の概況

平成30年10月1日未明、豊橋市大村町地内において、台風24号の接近に伴い豊川が増水した際、小見堂樋管を閉鎖しなかったことにより浸水が同町内に発生し、住民(※)が保険契約していた設備等に与えた損害について、相手方が当該住民に保険金を支払ったことにより、損害賠償請求権を代位取得したもの

(※ 議案第122号の相手方)

議案第124号 損害賠償の和解及び額の決定について

(河川課)

令和2年9月11日豊橋市大岩町地内において発生した設備損傷事故について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

1, 804, 880円

2 事故の概況

令和2年9月11日、豊橋市大岩町字佃9番5地先の市が管理する水路用地から伸びた植物のつるが相手方所有の冷却装置内部まで入り込み、当該装置の部品にからみつけたことにより、当該設備を損傷させたもの

議案第125号 損害賠償の額の決定について

(市民病院医療安全管理室)

豊橋市民病院において発生した医療事故について、次のとおりこれを賠償するもの

1 損害賠償の額

1, 540, 475円

2 事故の概況等

令和元年8月30日、胞状奇胎疑いの患者に対して子宮内容除去術を実施した。その1週間後の受診の際に当該除去術を原因とする子宮穿孔並びに腸間膜の血管損傷に伴う腸管壊死及び穿孔が判明したため、緊急で人工肛門を造設し、入院した。術後の検査の結果、胞状奇胎とは異なる所見が見られたため、本院の担当医が名古屋大学医学部附属病院に本症例を相談したところ、絨毛癌^{じゅうもうがん}であることが判明した。そのため、名古屋大学医学部附属病院に転院し、絨毛癌治療を行った。絨毛癌が寛解し、経過が良好だったため令和2年6月9日に同院で人工肛門閉鎖術を実施し、同月21日に退院となった。

本件は、腸管壊死によって約9か月にわたり人工肛門が必要となったことについて、相手方との協議が整ったため、損害賠償の額を1, 540, 475円として和解することで合意するものである。

議案第126号 指定管理者の指定について

(「文化のまち」づくり課)

穂の国とよはし芸術劇場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
穂の国とよはし 芸術劇場	公益財団法人豊橋文化振興財団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第127号 指定管理者の指定について

(生涯学習課)

豊橋市青少年センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
豊橋市青少年セ ンター	特定非営利活動法人愛知ネット	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第128号

豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の増加及び豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の変更に関する協議について

(こども保健課)

令和3年4月1日に一宮市が中核市へ移行することに伴い、豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会を共同設置する普通地方公共団体に一宮市を加え、及び豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係普通地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるもの

1 構成市及び幹事市の追加
愛知県一宮市を追加する。

2 規約の変更

(1) 規約名称の改正

改正後	改正前
<u>愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約</u>	<u>豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約</u>

(2) 審査会名称の改正

改正後	改正前
<u>愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会</u>	<u>豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会</u>

(3) 審査会の執務場所の変更及び追加

改正後	改正前
<u>岡崎市若宮町二丁目1番地1</u> <u>岡崎市保健所内</u>	<u>岡崎市十王町二丁目9番地</u> <u>岡崎市役所内</u>
<u>一宮市古金町一丁目3番地</u> <u>一宮市保健所内</u>	—
<u>豊田市西町三丁目60番地</u> <u>豊田市保健所内</u>	<u>豊田市西町三丁目60番地</u> <u>豊田市役所内</u>

(令和3年4月1日から施行)

議案第129号

東三河広域連合規約の変更について

(政策企画課)

東三河広域連合が新たに処理する事務を規定することに伴い、広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの

- 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事務
「地域産業を担う人材の育成支援に関する事務」

(令和3年4月1日から施行)

議案第130号

人権擁護委員候補者の推薦について

(福祉政策課)

人権擁護委員のうち4人が令和3年3月31日で任期満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの

参 考 定 数 22人

任 期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	備 考
石 田 重 子	69歳	現在1期目
木 田 好 英	71歳	現在1期目
竹 田 幸 一	64歳	現在1期目
根 木 眞太郎	67歳	現在1期目

[報 告]

報告第24号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和2年10月22日
(2) 損害賠償の額 325,945円
(3) 事故の概況 令和2年8月21日午後7時頃、豊橋市高師本郷町字山腰48番1地先の市道上において、相手方所有の軽貨物自動車が市道の側溝上に設置されたグレーチング上を通過した際に当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和2年10月23日
(2) 損害賠償の額 500,000円
(3) 事件の概況 令和元年9月26日、相手方が婚姻届を提出しようとしたところ、必要な要件を満たしていたにもかかわらず、職員が日本人と外国人間の婚姻届の受理要件の確認に必要な書類を誤って認識しており、届出を受け付けなかったことにより、出生した子の戸籍の身分事項に影響が及び、相手方に精神的苦痛を与えたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和2年11月11日
(2) 損害賠償の額 41,800円
(3) 事故の概況 令和2年9月24日午前10時30分頃、向山小学校運動場において、本市職員（教育部教育政策課）が高所作業車の作業床に乗って木の枝を剪定していたところ、剪定した枝が誤って相手方所有の当該高所作業車に落下し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)